改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）	1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道事業の用に供する償却資産（車両を除く。）
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(　1)～(　17)　略]	[(　1)～(　17)　同左]
[削る]	(　18)　新京成電鉄株式会社　同
(　18)～(　62)　[略]	(　19)～(　63)　[同左]
[削る]	(　64)　泉北高速鉄道株式会社　同
(　63)～(　89)　[略]	(　65)～(　91)　[同左]
2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター	2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(　1)～(　26)　略]	[(　1)～(　26)　同左]
(　27)　大垣ガス株式会社（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　岐阜県知事	[新設]
(　28)～(　30)　[略]	(　27)～(　29)　[同左]
(　31)　岡山ガス株式会社　岡山県知事	(　30)　岡山瓦斯株式会社　岡山県知事
(　32)～(　37)　[略]	(　31)～(　36)　[同左]
3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産
所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 / 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(　1)～(　42)　略]	[(　1)～(　42)　同左]
(　43)　白神ウインド合同会社（秋田県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電設備に係るものに限る。）　同	[新設]
(　44)～(　59)　[略]	(　43)～(　58)　[同左]
(　60)　福島復興風力合同会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。）　同	[新設]
(　61)　合同会社ＮＲＥ－０３インベストメント（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。）　同	[新設]
(　62)～(　87)　[略]	(　59)～(　84)　[同左]
(　88)　合同会社御前崎港バイオマスエナジー　同	[新設]
(　89)　東京発電株式会社（深良川第三発電所に係るものに限る。）　同	[新設]
(　90)～(　149)　[略]	(　85)～(　144)　[同左]
[4　略]	[4　同左]